外ヶ浜町地域包括支援センター

(外ヶ浜町福祉課)

業務継続計画（ＢＣＰ）

～自然災害編～

外ヶ浜町地域包括支援センター

令和７年４月

目　次

１　総論…… １
（１）計画の基本方針…… １
（２）平常時の災害対策の推進体制…… ２
（３）リスクの把握…… ２
ハザードマップ…… ３
（４）優先業務…… ４
（５）研修・訓練の実施、ＢＣＰの検証・見直し…… ４

２　平常時の準備・対応
（１）建物・設備の安全対策…… ５
（２）利用者の災害時のケアマネジメント…… ５
（３）災害が予想される場合の対応…… ６
（４）地域への移動手段や電源確保等…… ６
（５）利用者や家族、職員間、関係機関との連絡体制の確立…… ７

３　緊急時の対応
（１）ＢＣＰ発動基準…… ８
（２）職員の行動基準…… ８
（３）災害発生直後の業務・対応体制…… ８
（４）対応拠点…… ９
（５）職員の参集基準…… ９
（６）安否確認…… ９
（７）重要業務の継続…… １０
（８）職員の健康管理…… １０

４　他施設、地域との連携…… １０

５　計画の見直しと改善…… １０

１総論

平成２３年３月に発生した東日本大震災をはじめ、これまでの想定を超える大規模災害が全国各地で発生している。そうした大規模災害が発生した場合には、ライフラインや交通機関が停止し、公共施設や情報通信設備等が被害を受けることが想定される。そうした事態になった場合、平常時の職員数・執務環境で業務を行うことが困難になり、町民の身体、生命及び財産の保護や社会経済活動の維持に重大な影響を及ぼすことになる。

業務継続計画は、人、施設、資機材、情報、ライフライン等利用できる資源が制約を受ける状況の中で、災害時における応急業務として事前に特定し、いざ災害が発生した時には、限られた人員・資機材等の資源を効率的に投入して、災害応急業務や優先度の高い通常業務を選択し、発災直後から、迅速かつ適切な業務執行を可能にするためものである。

現在、町が運営する外ヶ浜町地域包括支援センター（以下「センター」という）の位置づけから、外ヶ浜町地域防災計画と整合性を図り、センターの業務となる指定介護予防支援事業や総合相談業務等について災害発生後も安定的に提供できる体制を構築するため、外ヶ浜町地域包括支援センター業務継続計画（以下「ＢＣＰ」という）を作成するものである。

（1）計画の基本方針

大規模地震等の災害発生時において、センターの機能を継続するため、以下の基本方針に基づいて業務継続の強化に取り組むものとする。

① 人命・安全の確保

・大規模災害発生時は、非常時優先業務を優先して実施するが、センター職員やその家族、センター利用者の生命・身体にかかわる災害応急対策業務は最優先で実施する。

② 継続性の高い通常業務及び非常時優先業務の選定

・継続性の高い通常業務を特定し、非常時において最優先に立ち上げる業務、維持継続しなければならない業務について優先順位をつける。

・事業所やインフラ等の被害、職員の参集状況等、大規模災害発生時における業務遂行体制を想定したうえで、非常時優先業務を特定する。

③ 非常時優先業務の実施に必要な人員・資源の確保

・非常時優先業務の実施に必要となる人員や資機材の確保は、外ヶ浜町防災関連部署（総務課）と連携し確保する。

・人員・資源の確保のため非常時優先業務以外の業務については縮小・休止する。

（2）平常時の災害対策の推進体制

担当者	職務（権限・役割）
管理者	・センターの統括 ・町の関係部署との連絡調整 ・災害の事前対策、訓練の実施
専門職等	・医療機関や他施設等、関係機関（※）との連携 ・災害物資の物品管理・補充 ・健康管理（栄養管理含む） ・利用者に対する災害時ケアマネジメントの準備

※関係機関とは、居宅介護支援事業所、介護サービス事業所、民生委員、自主防災組織、消防、警察等をいう。

（3）リスクの把握

① ハザードマップの確認

・センター(外ヶ浜町字下蟹田４３－２）が所在するハザードマップを確認し、災害リスクを把握したうえで対策を検討する。

※外ヶ浜町防災マップ参照

② センターで想定される被災状況

《震災想定》

・外ヶ浜町地域防災計画を参照

・道路寸断や、停電、断水、建物倒壊が想定される

《洪水想定》

・外ヶ浜町ハザードマップを参照（Ｐ３１参照）

・浸水深０．５～３．０m未満の想定(１階が浸水する程度)

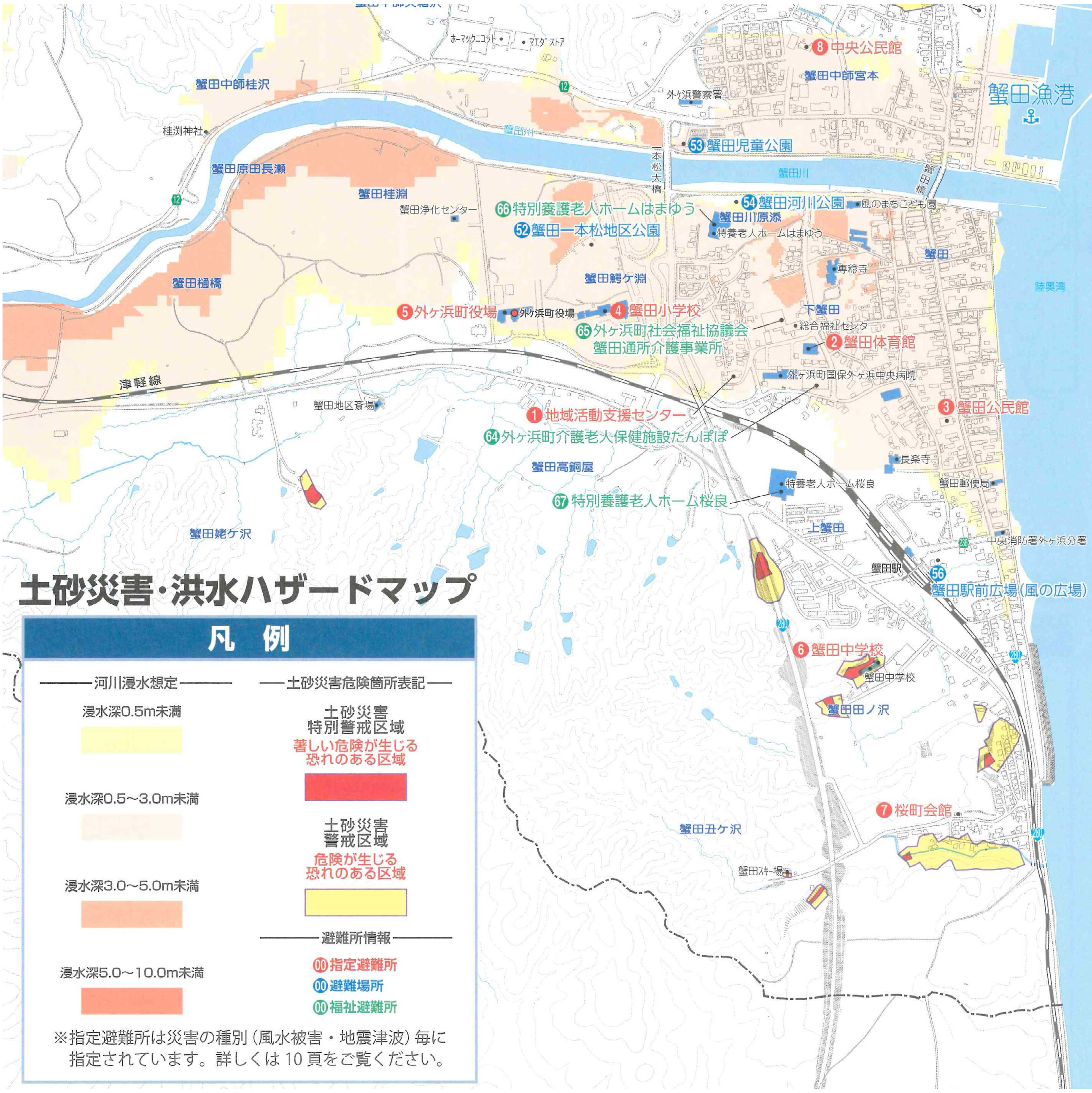

土砂災害・洪水ハザードマップ
凡　例
河川浸水想定
浸水深0.5m未満
浸水深0.5～3.0m未満
浸水深3.0～5.0m未満
浸水深5.0～10.0m未満
土砂災害危険箇所表記
土砂災害
特別警戒区域
著しい危険が生じる
恐れのある区域
土砂災害
警戒区域
危険が生じる
恐れのある区域
避難所情報
00 指定避難所
00 避難場所
00 福祉避難所
※指定避難所は災害の種別（風水被害・地震津波）毎に
指定されています。詳しくは10頁をご覧ください。
8 中央公民館
蟹田中師宮本
蟹田漁港
外ヶ浜警察署
53 蟹田児童公園
蟹田川
蟹田中師桂沢
桂渕神社
蟹田原田長瀬
蟹田桂渕
蟹田浄化センター
66 特別養護老人ホームはまゆう
52 蟹田一本松地区公園
54 蟹田河川公園
風のまちこども園
蟹田川原添
特養老人ホームはまゆう
一本松大橋
蟹田大橋
蟹田
専稼寺
陸奥湾
蟹田樋橋
蟹田鶉ケ淵
5 外ヶ浜町役場
外ヶ浜町役場
4 蟹田小学校
下蟹田
総合福祉センター
65 外ヶ浜町社会福祉協議会
蟹田通所介護事業所
2 蟹田体育館
外ヶ浜町国保外ヶ浜中央病院
津軽線
蟹田地区斎場
1 地域活動支援センター
64 外ヶ浜町介護老人保健施設たんぽぽ
3 蟹田公民館
長楽寺
蟹田高銅屋
蟹田郵便局
67 特別養護老人ホーム桜良
特養老人ホーム桜良
上蟹田
中央消防署外ヶ浜分署
蟹田蛯ケ沢
蟹田駅
56 蟹田駅前広場（風の広場）
6 蟹田中学校
蟹田中学校
蟹田田ノ沢
7 桜町会館
蟹田丑ケ沢
蟹田スキー場
ホーマックニコット
マエダストア

（4）優先業務

指定介護予防支援業務

開始目標	出動率（経過時間）			
	30% （発災後１日）	50% （概ね３日まで）	70% （1 週間まで）	90% （1 ヶ月以内）
実態把握 ケアマネジメント	・優先順位の高い利用者の安否確認 ・被害状況の確認 ・避難所の開設状況等の情報収集	・利用者の安否確認 ・支援継続のため事業所等との連絡調整 ・ライフラインや避難所等の情報発信 ・安全な居住場所の確保	・利用者の健康状態の確認 ・支援継続のため事業所等との連絡調整 ・介護施設や医療支援制度等、必要な情報発信	・利用者の健康状態の確認 ・支援継続のため事業所等との連絡調整 ・今後の支援の方向性を決定 ・仮設住宅等居住の場等の情報発信
給付管理	休止	休止 （国保連(※)と調整）	通常業務に近づける	ほぼ通常業務どおり
契約事務	休止	休止	通常業務に近づける	ほぼ通常業務どおり
委託料等支払	休止	休止	通常業務に近づける	ほぼ通常業務どおり

※国保連・・・青森県国民健康保険団体連合会

（5）研修・訓練の実施、ＢＣＰの検証・見直し

① 研修・訓練の実施

１）机上訓練

センターで想定される被災状況について、年１回（防災訓練の時期）に、ＢＣＰに基づいた役割分担、実施手順、物資調達方法等、机上訓練を行う。

② ＢＣＰの検証・見直し

最新の動向や訓練等で洗い出された課題をＢＣＰに反映させるなど、定期的な見直しを行う。

２平常時の準備・対応

（1）建物・設備の安全対策

① 耐震措置

・ロッカー等の転倒、転落防止措置を行う。

・消火器等の設備点検及び収納場所の確認を行う。

② 浸水時の危険性の確認

・パソコン機器や書類の水没などのリスクを確認する

③ 電気が止まった場合の対策

・自家発電機を稼働できるよう、あらかじめ自家発電機の設置場所・稼働方法を確認する。

・自家発電機のカバー時間・範囲を確認し、使用する設備を決めたうえで優先順位をつける。

④ 水道が止まった場合の対策

・飲料水の確保

・生活用水の確保

・水を使わない代替手段の準備

⑤ 通信が麻痺した場合の対策

・有線電話の確保

・災害時連絡手段の確保

⑥ システムが停止した場合の対策

・利用者の連絡先等重要書類の保管場所の確認

⑦ 必要物品の確保・補充

・必要物品をリストに整理、足りないものを補充するなどメンテナンスを行う。

⑧ 避難行動支援

・火災発生時等、避難経路と避難誘導の方法を確認する。

（2）利用者の災害時のケアマネジメント

① 災害発生時、優先的に安否確認が必要な利用者について、あらかじめ検討のうえ、利用者台帳等においてその情報がわかるようにしておく。

※避難行動要支援者台帳（安否確認優先順位）

② 緊急連絡先の把握にあたっては、複数の連絡先や連絡手段（固定電話、携帯電話、メール等）を把握しておくことが望ましい。

③ 避難先において、薬情報が参照できるよう、利用者に対し、お薬手帳の持参を勧めることが望ましい。

④ 担当する利用者の居宅の危険度（土砂、浸水（内水））、家族の状況等、必要に応じ避難行動要支援者リスト・個別避難計画を利用し、災害時の課題や対策のケアプランに位置付けて本人を含めた関係者との話し合いを行い、情報を共有する。

⑤ 災害対策に向けて活用するシートの目的や作成者、作成の時期

シート	目　　的	作成者	作成時期
個別支援計画	避難行動要支援者のうち災害時の避難に特に支援が必要な方について、災害時にスムーズに避難が行えるよう、避難先や避難を支援する方などを事前に書いておく。	本人 ケアマネジャー 地区担当者	状態等変化時等
避難行動要支援者台帳	災害時の避難に支援が必要な住民の情報をまとめ、共有できるようにする。	本人 ケアマネジャー 地区担当者	状態等変化時等

（3）災害が予想される場合の対応

訪問サービスや通所サービスについて、「台風などで甚大な被害が予想される場合等においては、サービスの休止・縮小を余儀なくされることを想定し、あらかじめその基準を定めておく」とされており、利用者が利用する各事業所が定める基準について、事前に情報共有し、把握しておくこと。そのうえで、必要に応じサービスの前倒し等も検討する。

また、指定介護予防支援業務についても、甚大な被害が予想される場合等においては、休止・縮小を余儀なくされることを想定し、その際の対応方法を定めておくとともに、他の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、地域の関係機関に地域ケア会議等で共有のうえ、利用者やその家族にも説明する。

（4）地域への移動手段や電源確保等

自動車での移動が困難な場合が想定されるため、自転車等の移動手段を確保しておく。燃料補充等（車両の場合はガソリンを半分以下にしない、電動自動車のバッテリーの充電）も行う。車両シガーソケットからの電源確保を可能とする。

（5）利用者や家族、職員間、関係機関との連絡体制の確立

① 利用者や家族との連絡体制

緊急時の連絡先など、利用者基本情報に記載し、関係者へ事前に共有しておく。利用者や家族からも早期に連絡が取れる連絡先（携帯電話番号・メールアドレス・家族の職場連絡先など）を可能な限り、平常時から確認しておく。

② 職員間や関係者との連絡体制

自宅・携帯電話番号・メールアドレス等を記載した緊急連絡網の作成のほか、災害用伝言ダイヤルの活用、一斉に情報伝達ができる携帯アプリ（ＬＩＮＥアプリ等)、繋がらない場合は災害用伝言ダイヤルやＳＮＳの活用等、緊急時に早急に連絡できる手段を可能な限り、平常時から確立して使用しておく。

③ 関係機関との連絡体制

被害の状況や必要な支援について、町及び関係機関との情報伝達手段を地域ケア会議や研修会等で協議し、あらかじめ決めておく。

３緊急時の対応

（１）ＢＣＰ発動基準　※外ヶ浜町地域防災計画に準ずる。

〈地震〉　管轄する地域において震度 5 弱以上の局地的な地震が発生したとき

〈風水害〉　管轄する地域において局地的な重大な災害（洪水災害、土砂災害等）が発生したとき

〈その他〉　被災状況や社会的混乱等を総合的に勘案し、管理者が必要と判断したとき

（２）職員の行動基準

① 自身や家族及び利用者（家族）の安全確保

② 二次災害への対策（火災、建物崩壊）

③ 施設内の連携と外部機関との連携

④ 情報発信（避難所開設状況、ライフライン情報、医療や福祉サービスに関する情報等）

（３）災害発生直後の業務・対応体制

① 災害発生直後の業務

業務	実施内容	
	業務中に発災した場合	業務時間外に発災した場合
１．職員の安否確認		職員の安否確認を電話やＬＩＮＥ等で管理者が速やかに行う。自宅等で被災した場合は、電話やＬＩＮＥ、災害用伝言ダイヤル等で地震の安否情報を報告する。報告事項は、地震及び家族が無事かどうか、出勤の可否を確認する。
２．センターがある建物で決められた初動	消防計画等で決められた役割を行う。	消防計画等で決められた役割を行う。
３．建物・敷地等の安全確認、物的・人的被害状況確認、ライフライン、消防、空調、ボイラー設備、公用車等の被害確認、代替措置の検討	発生後ただちに確認。被害箇所は写真を撮る。 センター内での共有。	被害箇所は写真を撮る。 センター内での共有。
４．周辺環境の安全確認、道路等被害状況の確認	身の回りの安全が確認できた後に、目視での確認及び町災害対策本部から情報収集を行う。	身の回りの安全が確認できた後に、目視での確認及び町災害対策本部から情報収集を行う。

② 対応体制

運営統括	管理者	災害応急対策の実施全般について一切の指揮
情報連携班	社会福祉士	情報収集、報告、各関係機関との連携、情報発信
安全確認班	保健師	利用者の安否確認、情報提供

（4）対応拠点

緊急時対応体制の拠点は、センターとする。ただし、災害状況に応じて、安全かつ機能性の高い場所に拠点を移動させることも検討する。

（5）職員の参集基準

BCP が発動した場合は、管理者および 3 職種（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員）は出動する。状況に応じて、管理者がその他の職員の参集を判断する。なお、次のような状況にあり、すぐに参集できない場合は、連絡が可能になり次第、速やかに管理者へ状況を報告し、指示を受けること。参集ができる状態になり次第すぐに参集する。

- 職員の家族が死亡したとき
- 職員又は家族等が負傷し、治療や入院の必要があるとき
- 家族の保育または介護などにより在宅の必要があるとき
- 同居する家族の安否確認が取れないとき
- 職員又は家族等の住宅が被災した場合で、職員が当該住宅の普及作業や生活に必要な物資調達に従事する必要があるとき
- 自動車やバイクの利用が困難であり、徒歩により参集せざるを得ない場合で、その距離がおおむね 20 ㎞以上のとき
- 自宅周辺が避難指示等の対象であるとき
- その他合理的な理由がある場合

（6）安否確認

① 職員の安否確認

職員の安否確認を電話（ＬＩＮＥ）で管理者が速やかに行う。

自宅等で被災した場合は、電話（ＬＩＮＥ）、災害用伝言ダイヤル等で、自身の安否情報を報告する。報告事項は、自身及び家族が無事かどうか、出勤の可否を確認する。

② 利用者の安否確認

利用者の安否確認を本人や家族、関係機関等に電話により速やかに行う。連絡がつかない利用者がいた場合は、訪問して確認を行う。安否確認の結果は、基本情報一覧表（安否確認優先順位）に記録する。

（7）重要業務の継続

指定介護予防支援業務

開始目標	発生直後 （発災後１日）	概ね３日まで	１週間まで	１ヶ月以内
実態把握 ケアマネジメント	・優先順位の高い利用者の安否確認 ・被害状況の確認 ・避難所の開設状況等の情報収集	・利用者の安否確認 ・支援継続のため事業所等との連絡調整 ・ライフラインや避難所等の情報発信 ・安全な居住場所の確保	・利用者の健康状態の確認 ・支援継続のため事業所等との連絡調整 ・介護施設や医療支援制度等、必要な情報発信	・利用者の健康状態の確認 ・支援継続のため事業所等との連絡調整 ・今後の支援の方向性を決定 ・仮設住宅等居住の場等の情報発信
給付管理	休止	休止 （国保連と調整）	通常業務に近づける	ほぼ通常業務どおり
契約事務	休止	休止	通常業務に近づける	ほぼ通常業務どおり
委託料等支払	休止	休止	通常業務に近づける	ほぼ通常業務どおり

（8）職員の健康管理

災害発生後、職員が長時間勤務する状況も考えられるため、センター内に休憩場所を指定しておく。職員の体調及び負担の軽減に配慮して勤務体制を組む。

４他施設、地域との連携

近隣の法人と協力関係を構築する、地域での協力体制を構築する等、平常時から他施設、他法人との協力関係を築くことが大切である。地域ケア会議等を活用し、平時から関係機関との連絡体制やそれぞれの動き等の確認、調整を行う。また、近隣の介護サービス事業所と連携体制を強化する。

災害時には、町とセンター間での人材、物資、情報など確保できるよう連携体制を整える。

５計画の見直しと改善

事業継続計画（ＢＣＰ）を一層の現実的な計画とするため、訓練の結果を反映させ、また、情報の収集、各機関との連携の強化を図り、見直しをするとともに、修正点など、適宜、研修等において職員に周知する。

附　則

本計画は、令和７年４月１日から施行する。